

日 時：令和8年4月1日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、小川審議官、津村審議官、戸梶総務課長、香月参事官、
日置参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第354回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は三つです。

議題1「個人情報保護委員会の国際戦略（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 個人情報保護委員会の国際戦略（案）について御説明いたします。資料1-1が日本語版、資料1-2が英語版となっております。本日は、資料1-1に沿って御説明いたします。

これまで委員会は、活動方針の別添として、国際協力分野の方針を示す国際戦略を策定してまいりました。活動方針については、この後の議題において審議が取り扱われますが、委員会の国際協力業務については、単純な単年度ごとの取組の積み重ねのみで目標を達成できるものではないことがその性質として挙げられます。例えば、これまで取組を進めてきた日EU間及び日英間の相互認証の枠組みの対象範囲の拡大に係る協議や、国際的な企業認証制度であるグローバル越境プライバシールールシステムの普及活動などのように、相手国当局等への継続的なアプローチが不可欠であることから、より中長期的な視点に立って施策を展開することが重要であると考えます。

これを踏まえ、委員会が国際協力業務を遂行する上での中長期的な大きな指針として、活動方針から独立した国際戦略を今回検討しております。

それでは、今次、新たに国際戦略（案）を作成するに当たり検討したポイントを御説明いたします。

新たな国際戦略は、3年から5年といった中長期的な視点で策定することを検討していることから、今後の改定につきましては、内容として取組分野に大きな進展があった場合や情勢の変化等により、その他、必要と認められる場合には、その内容を改定していくことを考えております。

資料の1ページ目を御覧ください。

まず、従前の国際戦略では、冒頭の背景部分において、直近の国際会議での成果や協力

状況について記載を行ってまいりました。これに対し、今次の新しい国際戦略（案）では、政府全体のDFFTに関する取組状況を起点に、委員会が目指す大きなビジョンを描き、併せて国際戦略の位置付けや構成についても明示しております。

次に、具体的な構成ですが、従来の形を継承し、委員会の国際協力業務の主要な取組分野を三つの柱として据えることといたしました。これまで委員会は、多様な国際案件をこの三つの柱にひも付けて、実効性のある取組として推進してまいりました。DFFTの推進及び具体化、関係各国との協力、そして、国際動向の把握と情報発信は、いずれも委員会の活動を体現する体系的な重要領域であり、新たな国際戦略においても戦略の根幹をなすものとして位置付けています。また、これら三つの柱を支える取組として、体制基盤の強化や人材育成といった基盤整備についても、国際戦略を支える土台として引き続き重視してまいります。

内容について、【柱1】は、個人情報安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築として、引き続き、DFFTの推進及び具体化に係る内容を挙げております。

資料の2、3ページ目を御覧ください。

グローバル化に伴い、国際情勢や先端技術は常に急激かつ短期的に変化しております。そのような観点から、【柱2】の国際関係の強化・構築を通じた関係機関との連携や、【柱3】の情報収集・発信、そして、政策立案への活用といった内容は、変化し続ける情勢や技術に柔軟に対応し得るものと考えております。

このように、中長期的な対応を国際戦略で定め、高い質にて方針を見据えるとともに、より細かなサイクルでの対応を別途、個人情報保護委員会活動方針で定めることにより、委員会の国際協力業務の取組を、大きなビジョンを堅持しつつ、現状の細かな変化にも対応が可能なものではないかと考えております。

本国際戦略（案）につきまして御決定いただければ、委員会ホームページにて公表させていただきますと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願います。

では、まず、木田委員、どうぞ。

○木田委員 御説明ありがとうございました。

委員会の中長期的な国際戦略として記載いただいた三つの柱を主要な取組分野とする点については、DFFTという政府全体の推進策とも整合的であり、賛成いたします。

その上で、一つ質問させてください。【柱1】ですけれども、この中にあります越境データ移転ツールの整備や普及促進。これについては、民間のニーズに合致しているかということが大事であると思っておりますので、これを継続的に検討すべきと考えますけれども、その辺り、いかがでしょうか。

○手塚委員長 事務局、どうぞ。

○石若企画官 御指摘の点につきまして、これまで委員会はD F F Tの推進及び具体化のため、事業者が個人情報安全・円滑に越境移転することを支援し、また、事業者がそのニーズ等に応じて、複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進してまいりました。具体的には、E U及び英国との間での相互認証の枠組みや、グローバルC B P Rシステムを始めとする企業認証制度等の整備に取り組んでいます。事業者のニーズの把握につきましては、ニーズ調査の実施が一つの有効な手法と考えられることから、2022年11月から12月の間には日本経済団体連合会加盟企業及び新経済連盟加盟企業を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を公表するとともに、アンケート調査の結果を政策立案の参考として活用してきたところでございます。事業者のニーズの把握は、委員会の政策立案の観点から有意義であり、引き続き、こういった取組を検討してまいりたいと存じます。

○木田委員 よく分かりました。

国際的な企業認証を得る取組などについては民間の理解が不可欠だと思います。一層、意見交換をしていただければよいと思いますし、あくまでも一例ですが、企業グループ内のデータ移転の円滑化に資する取組というようなところも、検討いただけたらありがたいと思っています。

以上であります。

○手塚委員長 よろしいですか。

つづいて、どうぞ。

○新保委員 今回御提示いただいた国際的な取組については、越境データ移転、国際的な協力、それから、国際動向の把握等、いずれも極めて重要な施策であり、我が国の個人情報保護への取組を、今後更に発展させるとともに、国際的なプレゼンスを発揮する上で非常に重要な戦略であると考えています。

同時に、最近の動向として、やはりこの越境データ移転の環境が更に大きく変わりつつあるという状況があります。とりわけ、これまでのクラウドプラットフォームにおける国境を越えた流通のみならず、大規模A Iモデルによる膨大な個人データの学習がなされているという状況がありますので、A Iと個人データの利用の規律とともに、国際的なデータの流通、この環境も大きく変わりつつあると考えられます。

これまで巨大I T企業、とりわけ、プラットフォーム事業者が経済的にも影響力を拡大して個人データを集約してきたという状況がありますけれども、今後はこの大規模A Iモデル、言語モデルの活用によって、学習データの対象となる個人データの取扱いが非常に重要な課題になるのかなと思います。

同時に、こども、せい弱な主体といった対象者に対する特別な配慮が必要であるという問題、データ侵害、セキュリティブリッジ、サイバーセキュリティ、インシデント通知、または重要インフラ保護との関係においても国際的な取組が極めて重要となっております。

なお、相互運用性に関して、今後はI Dによる連携、例えばログインをするときに様々

な海外のプラットフォーム事業者のシングルサインオンなどのログイン環境を使っているわけでありませけれども、こういった国際的なIT連携においても、デジタル・アイデンティティと認証の問題、こういった問題に関して相互運用性をより高めていくということと、委員会としての法執行をきちんと実施していくということが重要だと思っております。

以上の意見を踏まえて、この戦略については積極的に進めていただきたいと考えております。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ほかはございますでしょうか。

どうぞ。

○宍戸委員 御説明いただきありがとうございます。国際戦略（案）に私も賛成いたします。既に御指摘あるところとも重なりますけれども、2点申し上げたいと思います。

第1に、この度の国際戦略は、単年度では適切に評価あるいは示すことができないような本委員会の対外的な取組についての方針を明確な形で示す、そういう性格の文章であるだろうと思います。これにつきましては、委員会の活動については常に半期、また、年度ごとに一定の取組状況を公表しているところがございますけれども、これと別に、この国際戦略に従った取組について、これも一定の単位で分かりやすく、委員会として、どういう目標を立てて、その目標がどういう形で達成できているか、又は達成できていない部分が残るとすれば、そこはどこかということについて、明確な整理を定期的に行い、点検をする。そして、新たな取組に向かっていくという体制を組んでいただければと思います。これが1点目でございます。

2点目は、情報発信の部分でございますが、個人情報保護委員会自体もそうですけれども、我が国の個人情報保護法制が全体として国際的な制度調和を目指していると同時に、我が国固有の社会、文化、あるいは法制上の考え方から、海外の事業者・海外の機関には簡単には分からないような法制上の基本的な考え方、規定や仕組みがあると思いますので、それらについて、例えば法改正がある、規則・ガイドライン等の重要な改正があるときに、分かりやすく継続的に発信していくということ、是非心掛けていただければと思います。

私からは以上でございます。

○手塚委員長 ほかはございますでしょうか。よろしいですか。

今、お三方から非常に重要な御指摘を頂いたと思います。私からも一言、この件に関して申し述べたいと思います。重複する部分もあるかと思いますが、やはりそこは重要なところという認識でお聞きいただければと思います。

委員会の国際協力業務は、単年度ごとの取組を積み重ねるだけで成果が得られるものではなく、日EU、日英、この間での相互認証枠組みの拡大や、グローバル越境プライバシールールシステムの普及促進のようなものについては、相手国当局等への継続的かつ粘り強い働き掛けが不可欠であると考えたところがございます。

こうした中で、本国際戦略の案は、委員会の国際協力業務の特性を的確に捉えた内容であると評価することができると思います。

また、中長期的視点から様々な施策の意義や関係を整理し、年次の活動方針と役割分担を明確にした点は適切であり、国際的な協力関係の深化と、かつ着実な成果の達成につながるものと期待できるどころだと考えます。

事務局は引き続き、この国際戦略を今後目指していくべき重要な指針の一つとして、国際協力業務への取組に尽力していただきたく思います。

以上でございます。

では、この件に関しまして、修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「令和8年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和8年度個人情報保護委員会活動方針（案）について御説明いたします。資料2-1が概要資料、資料2-2が本体資料となっております。

まず、資料2-2、本体資料の1ページ目を御覧ください。

当委員会においては、毎年度のサイクルとしまして、春に、委員会が取り組むべき活動について、その活動の方向性を広く示すため、「個人情報保護委員会活動方針」を定めた上で、活動を行い、翌年度に、「年次報告」において委員会の所掌事務の処理状況を取りまとめるとともに、行政事業レビューにおいて政策・事業の進捗及び効果の点検・検証を行い、政策の推進や予算の概算要求、執行等にかかしていくという一連のPDCAサイクルの取組を進めています。

令和8年度からは、今後の委員会活動におけるPDCAサイクルをより着実に推進していくため、活動方針の構成を変更して、「個人情報の保護に関する基本方針」、「個人情報保護委員会の組織理念」等を踏まえて定められていることが明確になるよう、活動方針の冒頭に、基本方針、組織理念等との関係を明記するとともに、4ページ以降の「具体的な取組」においては、前年度の活動方針に基づく、前年度の取組実績を踏まえて定めるという観点が必要であることから、当該年度の取組方針に先立ち、前年度の取組実績、取組実績の振り返り、評価等を記載することとしました。

また、先ほど説明があったとおり、従来の活動方針では、別添として「個人情報保護委員会の国際戦略」を定めておりましたが、活動方針本文における国際協力分野の取組方針

の記載について、ほかの分野の取組方針の記載とのバランスを図り、充実させることとするとともに、より中長期的な視点に立ち、「個人情報保護委員会の国際戦略」を別途策定することとしております。

さらに、令和8年度からは、外部有識者会合の意見も聴いて、所掌する事業の進捗や効果について、成果指標に照らした点検を行い、事業の改善、見直し等につなげる「行政事業レビュー」の結果について、委員会に報告することとし、委員会活動の年間サイクルに位置付ける取扱いとすることとしております。

これらにより、活動方針、年次報告、行政事業レビューを結び付けて、前年度の取組の実績を取りまとめ、政策・事業の進捗と効果の点検を行い、政策の推進や予算の要求・執行等にかかしていく形で、委員会活動におけるPDCAサイクルを一層推進していきます。

次に、資料2-1の1ページ目を御覧ください。「令和8年度個人情報保護委員会活動方針」は、個人情報保護法関係、マイナンバー法関係、国際協力を柱とした基本的な考え方に基づいて、具体的な取組を定めております。

基本的な考え方について、個人情報保護法関係では、個人情報の保護に関する国際的動向や情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等も踏まえ、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直し規定に基づく対応を含めた個人情報等に関する国の政策の企画立案を進めるとともに、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の個人情報取扱事業者等及び行政機関等に対する効果的・効率的な監視・監督を行います。また、個人情報取扱事業者等及び行政機関等に対して、安全管理措置等に関する周知広報に積極的に取り組みます。

マイナンバー法関係では、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効果的・効率的な監視・監督を行うとともに、周知広報に積極的に取り組みます。また、特定個人情報保護評価について、マイナンバー法の趣旨と規定にのっとり運用を行うとともに、特定個人情報保護評価指針の再検討を進めます。さらに、独自利用事務の情報連携について、その活用促進に資する取組を積極的に行います。

国際協力については、個人情報保護及びプライバシーの分野におけるDFFTの推進及び具体化のため、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指します。

資料の2ページ目を御覧ください。次に、令和8年度における具体的な取組の方針を御説明いたします。

まず、個人情報保護法関係でございます。「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく対応」については、いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討を踏まえた個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について、国会提出に向けた所要の措置、成立に向けた国会審議等への対応を行うとともに、当該法律案の成立後には、円滑な施行に向けて所要の取組を行います。

「有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場」については、「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催することとし、令和8年度の大枠のテーマを「A I等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」として、個人情報保護政策全般等についての検討に資する個人情報の保護・利活用、A I等の関連技術の動向等を把握します。

「行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組」については、行政機関等に対する助言や照会への回答、実務に即した研修の充実等、幅広い支援を行います。

「監視・監督活動」については、漏えい等事案の報告や個人情報保護法相談ダイヤル等に寄せられる情報等について、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使します。権限を行使した個別事案の概要等を四半期ごとに公表し、特に公表の必要性等が認められる事案に関して詳細の公表を行うほか、特定の分野や類型等における注意喚起等を行います。また、行政機関等に対しては、計画的な実地調査を行うほか、施行状況調査を実施しその概要を公表するとともに、必要な指導・助言、勧告等を行います。

「個人情報等の利活用」については、P P Cビジネスサポートデスクの運用、認定個人情報保護団体の取組支援、事業者の自主的取組に係る調査・検討を行うとともに、行政機関等における利活用の取組に係る更なるニーズや課題等に関する実態把握調査を行います。

つづいて、マイナンバー法関係でございます。まず、「監視・監督活動」については、不断の監視等により発覚した事案等に対して調査・分析の上、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使します。権限を行使した個別事案の概要等を四半期ごとに公表し、特に公表の必要性等が認められる事案に関して詳細の公表を行います。また、行政機関、独立行政法人等に対して定期的な検査を行うとともに、地方公共団体等に対して、過去の漏えい等事案の有無等を分析し、立入検査を行うほか、定期的な報告により、安全管理措置の実施状況等を把握します。

次に、「保護評価」については、行政機関の長等の全項目評価書の審査及び承認を行うとともに、特定個人情報保護評価指針の再検討について、評価実施機関の負担も考慮しつつ、リスクに応じてより効果的・効率的に保護評価を実施できるよう検討を進めます。

さらに、「独自利用事務の情報連携」については、独自利用事務の情報連携制度の活用促進のための様々な方策を講じます。

3つ目の項目は、国際協力でございます。「個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築」については、D F F Tの推進・具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転し、ニーズ等に応じて最適な越境移転スキームを選択できる国際環境の構築を推進します。具体的には、相互認証の枠組みの更なる発展に向け、日E U間及び日英間の相互認証の枠組みについて、学術研究分野及び公的部門への対象範囲の拡大に係る協議の妥結と発効を目指し、関係機関との対話等を深化させます。また、国際的な企業認証制度の普及促進に向けたグローバルC B P Rシステムのアウトリーチ活動の実

施、グローバルなモデル契約条項の実現に向けた関係各国及び地域との意見交換と積極的な情報収集を実施します。

「関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築」については、関係各国及び地域との枠組みにおいて、国際会議への出席、関係各国及び地域の関係機関等との対話を行い、グローバルな政策立案の議論への参画、国境を越えた執行協力体制、二国間及び地域間協力関係の強化及び構築を進めます。

「国際動向の把握と情報発信」については、A I等の技術革新及び社会的課題等の世界の最新の動向を積極的に把握し、政策立案にいかします。また、国境を越えて活動する事業者等が利活用できるよう、海外の個人情報保護法制に関する調査内容や委員会における取組について、委員会ウェブサイト、委員会公式SNS等を活用して、国内外に向けて効果的に情報発信を行います。

さらに、「国際協力分野に係る体制基盤強化と人材育成」に取り組んでまいります。

最後は、共通事項でございます。「国民からの相談・苦情等」については、個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口に寄せられる個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する相談に適切に対応するとともに、把握した情報の委員会の各種活動への活用を促進します。

「広報・啓発活動」については、委員会ウェブサイト、委員会公式SNS及び多様なメディアを活用し、幅広い主体に対して積極的に情報発信を行うとともに、主に小・中学生を対象とした出前授業の充実、今後の出前授業での活用や各地域において教職員等が地域の実情に応じた個人情報保護に関する授業を実施できることを目的とした教育コンテンツの調査・研究を行います。

「人材の育成・確保」については、技術的観点から個人情報保護政策の企画立案を戦略的に推進する体制を整備するとともに、他省庁等への出向、専門的な外部研修への派遣、資格取得支援等を実施します。

以上のとおり、「令和8年度個人情報保護委員会活動方針」について、委員会にお諮りし、御決定いただければ、委員会ウェブサイト等に公表したいと考えております。また、議事録及び議事概要についても、準備が整い次第、委員会ウェブサイト等に公表したいと考えております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願います。

どうぞ。

○清水委員 御説明ありがとうございました。

令和8年度の活動方針の策定に当たっては、様々な工夫をしていただきました。御説明にありましたように、具体的には、前年度の取組実績、その振り返りと評価の項目を入れていただいたこと、新年度の取組方針として、年度終了時の振り返りがしやすいように、詳細

に記述をしていただいたこと、その中で、行政事業レビューのアウトプット、アウトカム指標の項目に関する取組方針、数値そのものは記載しないにしても、そういった取組方針を示していただいたということが挙げられます。

これらによって、これまで必ずしも明確でなかった三つの関係、活動方針、年次報告及び行政事業レビューの関係、すなわち、委員会活動のP D C Aがより明確になって、国民にとっても当委員会がどのような事業に注力して、どのように成果を上げているかという説明が充実したものと評価しております。この点、各部署の御協力、それから、総務課のお取りまとめに対して感謝申し上げたいと思います。これをベースラインとして、今後も開示の充実に取り組んでいただきたいと思います。

また、組織内部の各部署におかれましても、活動方針には目指す数値目標までは記載していないまでも、是非具体的な数値目標を念頭に置いて、それらの達成度についてのモニタリングと、達成手段を改善していく努力を続けていただきたいと思います。

以上です。

○手塚委員長 事務局、特にないですか。いいですか。

どうぞ。

○戸梶総務課長 御指摘を踏まえて、日々の業務運営、事業の施行に当たっても、そういう観点を忘れずに対応してまいりたいと考えております。職員にも十分、周知してまいりたいと考えております。

○手塚委員長 ほかほかでございますでしょうか。

どうぞ。

○藤井委員 御説明ありがとうございます。非常に理解が進みました。

それで、1点だけ、これは意見でも質問でもないのですけれども、基本方針の中に示されていますように、最近の情報通信技術、いわゆるデジタル技術の進展、あるいはAIの進展は、そのスピードが極めて上がってきている。やはり新たな事業を起こそうという、そのスピードに付いていけないといけない。この個人情報保護委員会として、確かに法律の部分というものは、いわゆる3年ごとというサイクルでやらないと仕方がないのかもしれないのですけれども、ほかに委員会としてこのデジタルの進展のスピードに付いていけるような活動をするという内容は、この活動方針の中に含まれていると考えていいのでしょうか、というのが私の素直な意見といいますか、質問でございます。

この活動方針そのものがどうのこうのというよりも、中にそういう活動が含まれていないと、何かギャップが出てくるのではないかなという心配が起きたということでございます。

○手塚委員長 どうぞ。

○戸梶総務課長 委員御指摘のように、時代の潮流あるいは技術革新が日々加速しているという状況を踏まえて、この今回の体系の見直しに当たっても、十分反映していくような形で考えているところでございます。着実・忠実に法を執行していくという部分だけでな

く、繰り返しになりますけれども新たな時代の潮流・課題に対処していくというところも十分意識して盛り込みながら今回作成しているという心積もりでございますが、御指摘も踏まえてまいりたいと思います。

○藤井委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○手塚委員長 ほかはございますでしょうか。

どうぞ。

○新保委員 個人情報保護法・マイナンバー法に基づく個人情報・特定個人情報の取扱いに関する政策として、包括的・総合的に重要な課題を全て網羅していると考えられますので、具体的な取組については、この案において進めていただきたいと思います。

個人情報保護法・マイナンバー法に係る施策として、このような総合的な施策が提示されている一方で、委員会の業務として令和7年度からの取組としてDXの推進が行われておりますけれども、ここでは制度、業務、システムにおける最適化、業務の付加価値生産性及び持続性の向上を図るということで、具体的にはP P C質問チャットの充実といったような、そういった新しい取組もなされているというところは特筆すべき点であると思います。

一方で、こちらは要望ですけれども、DXの推進が、やはり世間一般における昨今の新しい技術の利用と比較すると見劣りをする、まだ物足りない感じがするというところがあると思いますので、とりわけAIを始めとする技術については、飛躍的にその技術開発が進むと同時に、業務の効率性向上、さらに、網羅的かつ悉皆的な情報の確認・管理・分析といったことができるようになっておりますので、このDXの推進について、委員会として、今後、更に積極的にこの取組を進めるということをお願いしたいと思います。

以上です。

○手塚委員長 事務局、どうぞ。

○戸梶総務課長 御指摘も踏まえて、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○手塚委員長 どうぞ。

○宍戸委員 御説明ありがとうございます。私からは2点ございます。

1点は、藤井委員の御指摘の点に係ることですけれども、そういった社会の変化あるいは技術の変化に対応した新たなデータ利活用の機会の創出、それに向けた法制全体の理解の深化・見直しは、おそらく委員会の組織理念にも通じますけれども、この方針ということで言いますと、私も出席させていただいております「個人情報保護政策に関する懇談会」で、様々な新しい技術の動向なども学ばせていただき、また、委員会の業務に反映をさせていただいているところだと理解をしております。

この関連で申しますと、今回の方針の中に「Ⅱ 1（5）個人情報等の利活用」の中で「行政機関等における利活用の取組に係る更なるニーズや課題等に関して実態を把握するための調査を行う」と明記をされておりますけれども、基本的な個人情報保護法の公的部門の執行、あるいは法で定められた各種の情報収集に加えて、より広い観点からこのよう

な実態把握の調査をしていき、必要な行政DX等の取組に委員会として対応していくということは、今年度の取組として特に重要なことではないかと考え、賛成をいたします。

2点目は、清水委員御指摘のことに重なりますけれども、あえて申し上げておきたいと思います。当委員会は、専門性及び独立性の高い機関であると同時に、デジタル社会の基礎となります情報の取扱いに関して、それが個人情報等である場合に、民間部門のみならず、国の行政機関等、あるいは地方公共団体を含め、広範な主体に対し監視・監督の権限を有する、極めて強力な機関でもございます。そのような中、この委員会の活動を適正なものとする、つまり、権限行使・活動が過小でも過剰でもないものとし、また、対外的にも独善的な、あるいは非力な機関だとみなされないようにして、そのことによって個人情報保護制度の司令塔としての役割を果たしていくということが、極めて重要だと考えております。

この度の活動方針において、内閣が決定する基本方針、あるいは先ほど言及いたしました組織理念の下で、委員会として、この1年間、どういう活動をしていこうとするのかということ、前年度の活動・取組との関係で分析し、取組の方向性を示す。また、それについて、半期あるいは年度ごとに、その到達点を評価する。そのような姿勢を明確にすることによって、当委員会が自律的・自主的に活動を行いつつ、対外的に説明責任を果たし、また、外部から評価を受ける。それによって、活動を適正なものにし、理解を高めていくという意味で非常に重要な一步であるだろうと思っております。この点、私も委員としても心したいと思いますし、事務局においても、そういう思いでこれを御準備いただいていると思っておりますけれども、引き続き、これに従った取組を進めていただければと考えております。

私からは以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○藤村委員 御説明ありがとうございます。前年度の取組の振り返りと、新年度の方針が、従来以上により明確になりまして、社会に伝わりやすい工夫をしてくださったものだと認識しております。特に令和8年度は、個人情報保護法の3年ごと見直し、また、AIを始めとする各技術の変革が、社会に大きなインパクトを与えることが引き続き予想されるかと思っております。

活動方針においても、特に3年ごと見直しにおける従来の制度と新制度の切替えを迎えるに当たりまして、社会全体で様々なインパクトがある中で、当委員会のサポートデスクを始めとする窓口の相談対応ですとか研修、又は広報活動というものを実施する旨が記載されていますが、これらの取組がより多忙かつ重要になると予想できるかと思っております。したがって、今回のこの令和8年度の取組方針を基本としつつ、社会が新しく受けるであろうインパクトや変革に応じて、臨機応変かつ丁寧な対応を、引き続き進めていただければ

と思います。

以上になります。

○手塚委員長 ほかはよろしいでしょうか。

では、私からも、これは非常に重要な今後の委員会の活動方針でございますので、一言申し上げたいと思います。

先ほどから各委員の御発言にもございますとおり、本当に、近年、生成A Iを含む新たな技術が発展してきているということについては、皆さん、既に御承知のことと思います。そうした中で、個人情報を取り巻く環境変化が急速に進んできているということから、常に原点に戻ってみますと、個人の権利利益を保護するということがすごく大事であり、これとともに、社会や個人からの信頼に基づくデータの利活用をしっかりと確保するということが、強く求められていると思います。

こうした国内外における個人情報を取り巻く環境の変化を的確に捉えて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るということが、この委員会の任務・責務であると思うところです。国民の皆様の期待や信頼に応えていく、そして、我が国の文化や社会制度に根ざした個人情報保護法制、これを改めてきっちりと我々が認識し、創生していくということが、非常に重要であると思うわけです。そうした観点から、令和7年度の各取組を確実に進めてきたと、私も昨年5月に着任してから感じている次第です。

今回は、令和8年度、それを更に発展させるということで、今の資料の御説明があり、事務局の皆様の御尽力でここまでしっかりと資料を作り上げてくれたということについては、委員会構成員の一人として本当に感謝申し上げます。

令和8年度については、大きく四つほどテーマがあります。

一つは、「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく対応」です。これについては、御承知のとおり、今まさに国会に法律案を提出する段階まで着実に来たと思いますので、これをしっかりと進めていただくということと併せて、より幅広く個人情報保護政策全般の検討に資する「個人情報保護政策に関する懇談会」を両輪の形で進めていくことが、非常に重要であると考えます。

「監視・監督活動」については、何社かの大きな漏えい等事案が生じております。これらに対しても、現在、的確に対応していると思いますが、こうした対応は、当委員会ではできないことですから、ここはしっかりと進めていく。そして、個人情報保護法とマイナンバー法の執行機関としてしっかりと対応し、四半期ごとにその状況を公表し、国民の皆様を理解していただくということが重要であると思います。

「国際関係」については、本日決定した「個人情報保護委員会の国際戦略」をしっかりと進めていくということで、新たに大きな柱が一つ打ち立てられたと強く思いますし、期待しております。是非よろしく申し上げます。

くわえて、情報発信についても、非常に重要だというお話を、委員からも頂いております。当委員会のウェブサイト、X等のSNSを活用した情報発信を行うことで、当委員会

の活動状況、透明性を明らかにしていくということが求められていますし、海外からも見られています。昨年のG7や、様々な海外とのディスカッションの中で、日本の当委員会はどのように対応しているのかということに対する一つの回答になると思います。

令和8年度からは、活動方針の構成を変更して、「個人情報の保護に関する基本方針」、「個人情報保護委員会の組織理念」等との関係をしっかりと明確にするとともに、前年度の取組実績とその振り返り、評価等を併せて記載するという一方で、非常にしっかりとした資料となっていると理解しています。あわせて、活動方針、年次報告、行政事業レビュー、これらを三位一体で連携させて、「企画立案、実施、評価、改善」のPDCAサイクルを一層推進していくということが重要だと思います。

最後に、令和8年度において、当委員会が個人情報保護制度の司令塔であるという自覚をしっかりと持って、活動をしていくということが重要であると思いますので、是非皆さんと協力して進めていきたいと思っています。

以上でございます。

よろしいですか。

内容面については、それぞれの委員の方がポイントをよく強調してコメントをいただいたと考えております。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について）」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 それでは、資料に沿って御説明いたします。本日お諮りするの、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議請議に係る資料となります。

本法律案については、3月18日の委員会で御説明した内容により、関係者との調整や与党審査等の所要のプロセスを進めてまいりました。そして今般、閣議請議を行うため、閣議請議に係る資料一式を委員会にお諮りするものとなります。

今後ですが、本日、本資料案についてお認めいただけましたら、閣議請議に向けて、文書決裁等を含めて、最終的なプロセスを進めてまいりたいと思います。

また、本日の資料については非公表とした上で、本法律案が国会に提出された後に、最終の法律案等を当委員会のホームページに掲載したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願いたいと思います。

よろしいですか。

3月18日の委員会後、与党プロセス等、事務局においては所要の調整を進めていただきました。今般、閣議請議を行うことができることとなり、感謝申し上げます。

3月18日の委員会でも申し上げたとおり、この法案に基づく制度は、個人の権利利益の適切な保護及び国民からの信頼に基づく適正なデータ利活用のために重要なものであることから、引き続き、法案成立まで必要な対応を、事務局において、遺漏なきよう進めていただくようお願いいたします。

では、本法律案について、事務局から説明があったとおり、閣議請議を行ってよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局におかれては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。議事録及び議事概要については、先ほどの事務局からの説明のとおり、閣議決定前の段階であることから、閣議決定後に公表することとし、また、資料については、別途法案関係資料を公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

では、本日の議題は以上です。

本日の会議は閉会といたします。ありがとうございます。